

仕 様 書

1 業務名

危険木伐採作業（上終公園他）

2 業務の目的

幹の空洞化により倒木の恐れがあるなど管理上支障が生じている高木を伐採する。

3 履行期限

令和8年10月16日まで

4 履行場所

- ① 上終公園（左京区北白川瀬ノ内町）
- ② 南禅寺草川公園（左京区南禅寺草川町）

5 業務範囲

別紙 箇所図、写真のとおり

6 業務内容

（1）危険木の伐採

ア 対象木

① ケヤキ（C=120 cm） 1本

② （a）アラカシ（C=53 cm） 1本

※支柱も併せて撤去すること。

（b）アラカシ（C=75 cm） 1本

（c）アラカシ（株立ち C=25、23 cm） 1本

※近接して生えている実生のムクノキ（H=1m 程度）も併せて除去すること（別紙写真参照）。

（d）アオダモ 株立ちのうち3本程度

※隣接マンションへ越境している物を対象とする。

（詳細は、契約決定後現地立会のうえ指示予定）

（e）雑木 2本

イ 共通事項

できるだけ地際で伐採し、残した根株からのヒコバエ等を抑制するため、根株の縁部面取り及び表面切込み（網目状）を必ず実施すること

(幹周 30cm 未満の樹木は実施不要)。

(3) 業務完了後、完了届および写真(着手前、施工中、完成後)を提出

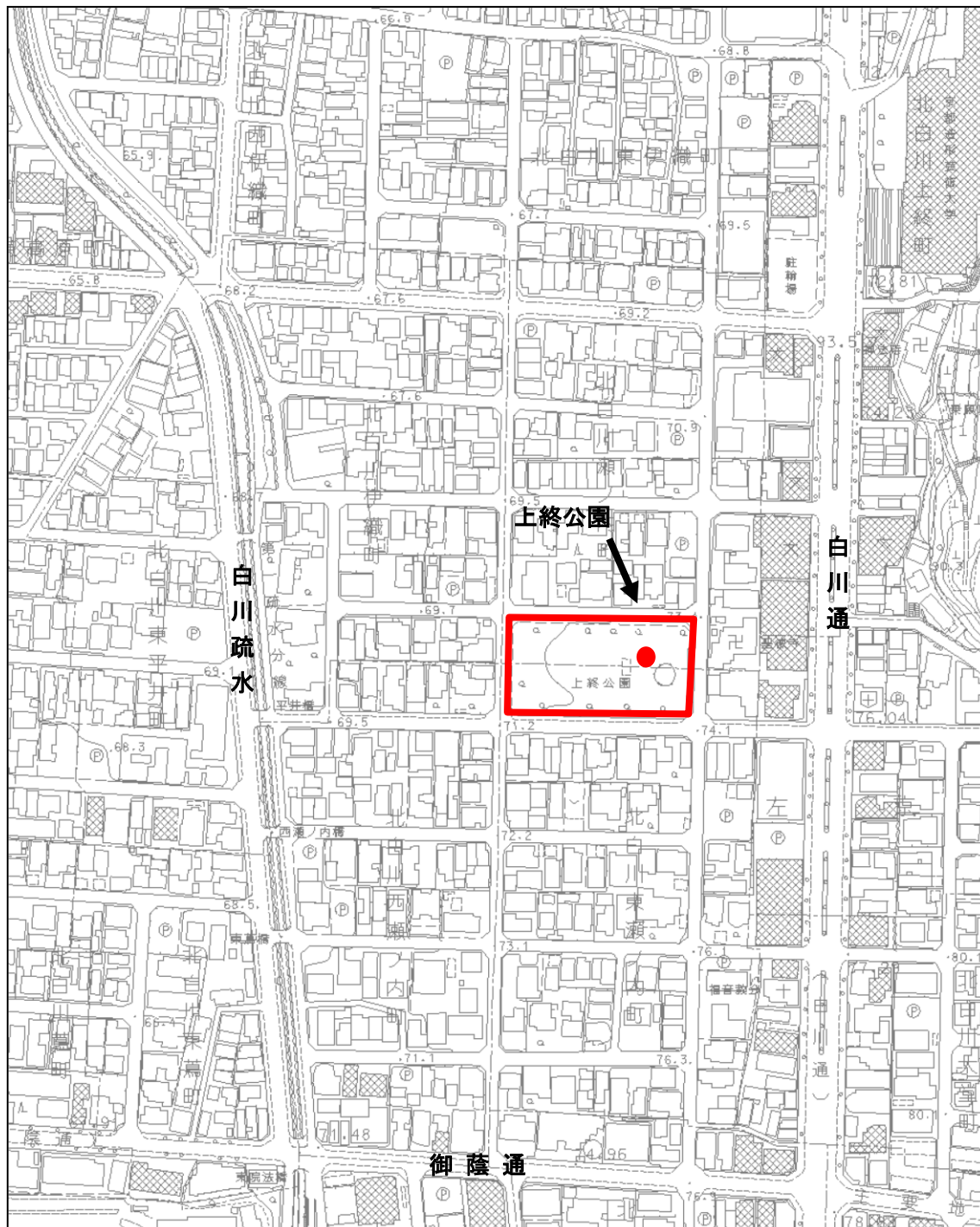
7 支払条件

業務完了後、履行場所(業務範囲)において適切に業務が履行されていることを確認のうえ、本業務に係る経費を支払う。

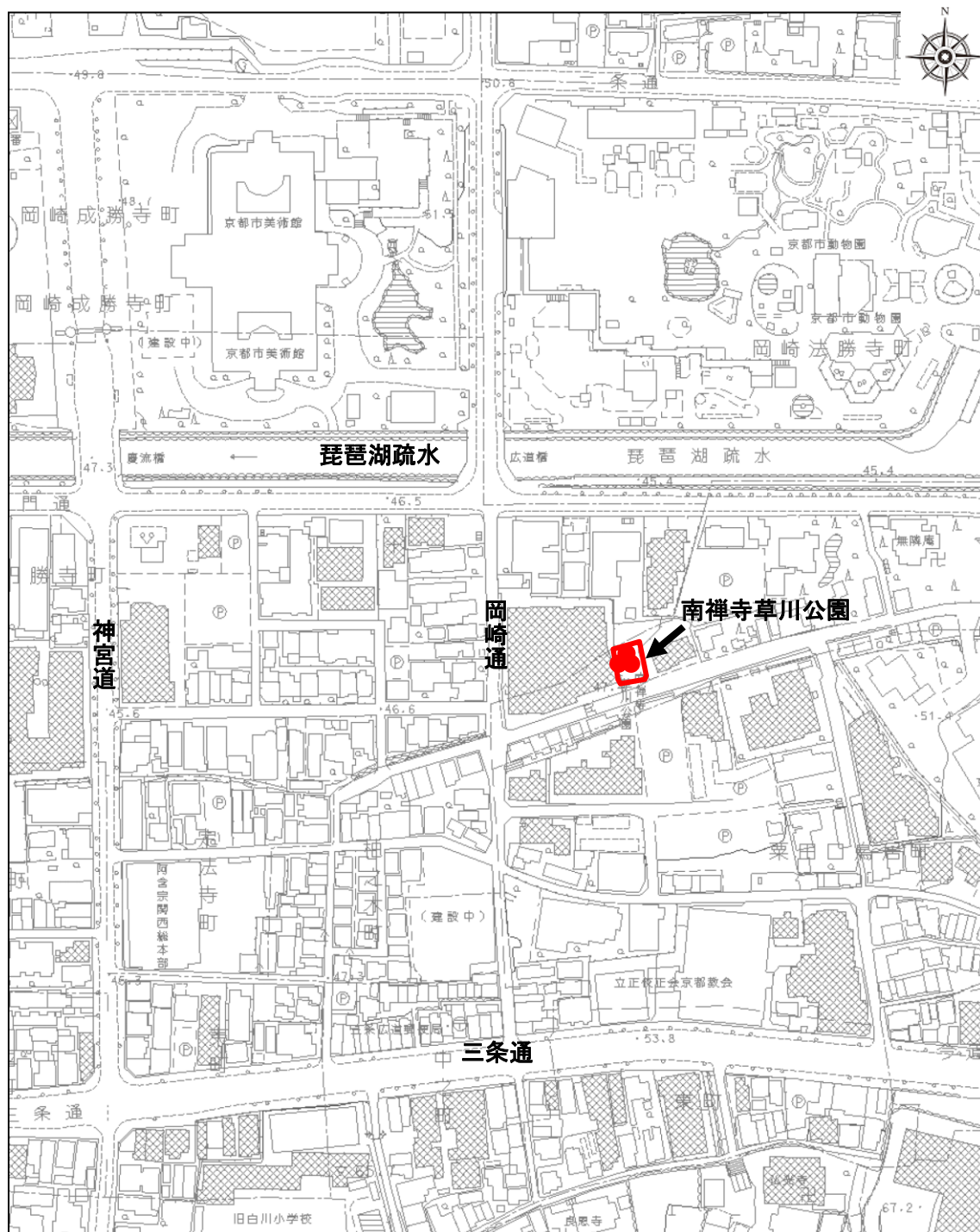
8 特記事項

- (1) 作業に要する材料費、労務費、処分費、車両運転費、仮設資材、機械工具類の賃料・損料、消耗品費及び諸経費等の全ての費用は、本業務に含む。
- (2) 伐採・除去した幹・枝葉等は適切に処分すること。
- (3) 公園使用者等との間で問題が生じないように留意するとともに、安全の確保に十分留意すること。
- (4) 作業実施者の安全管理については、受注者の責任において行うこと。
- (5) 作業時間は原則として平日の午前9時から午後5時の間とする。
- (6) 作業中、事故はじめ、問題が生じた場合は、速やかに本市担当職員に連絡すること。また、事故等により、第三者や他の工作物に与えた損害については、受注者の責任において対応すること。

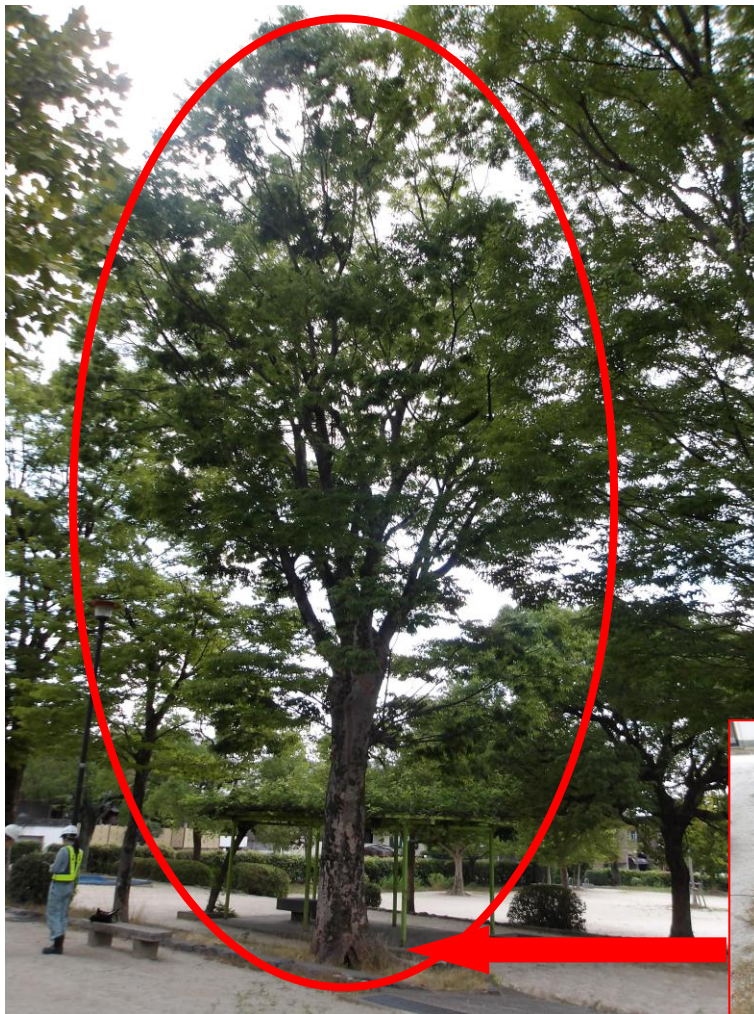
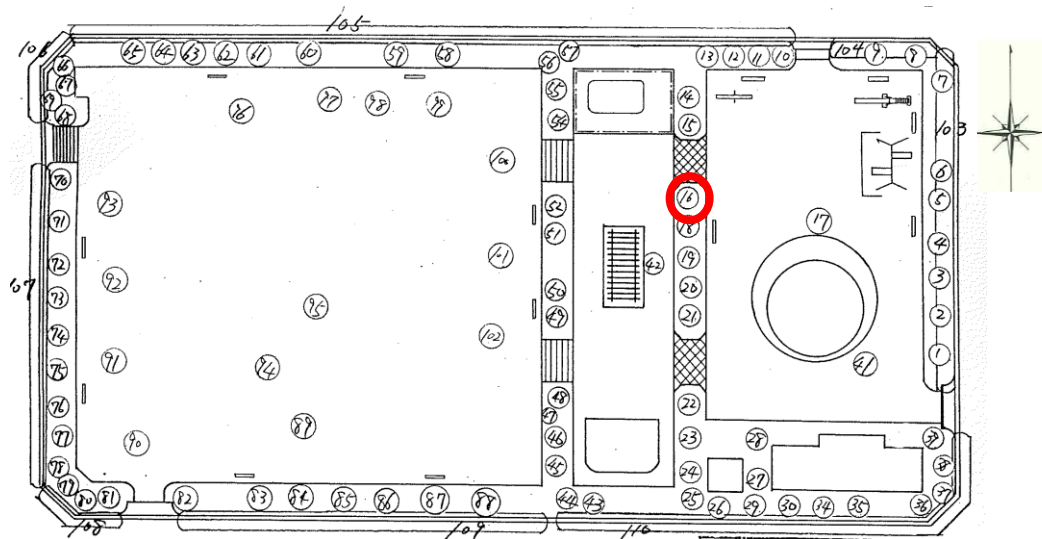
① 上終公園



② 南禅寺草川公園



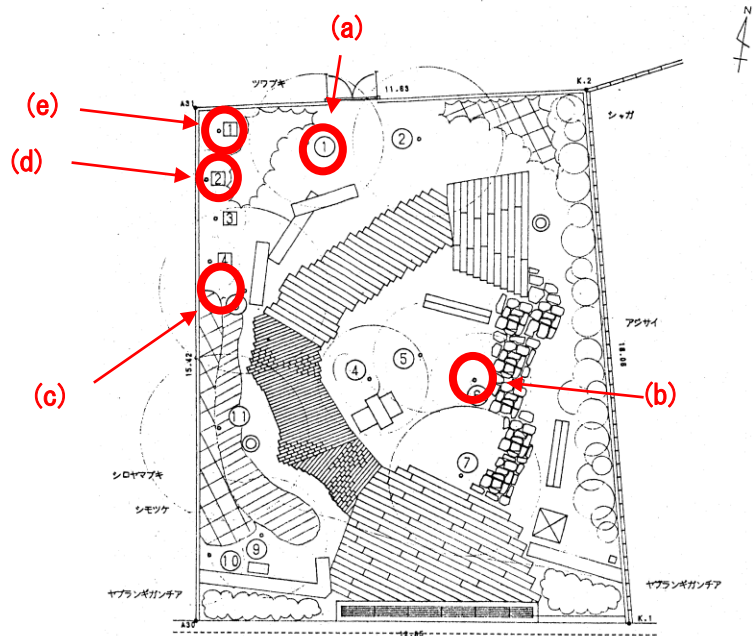
① 上終公園



株元に空洞あり

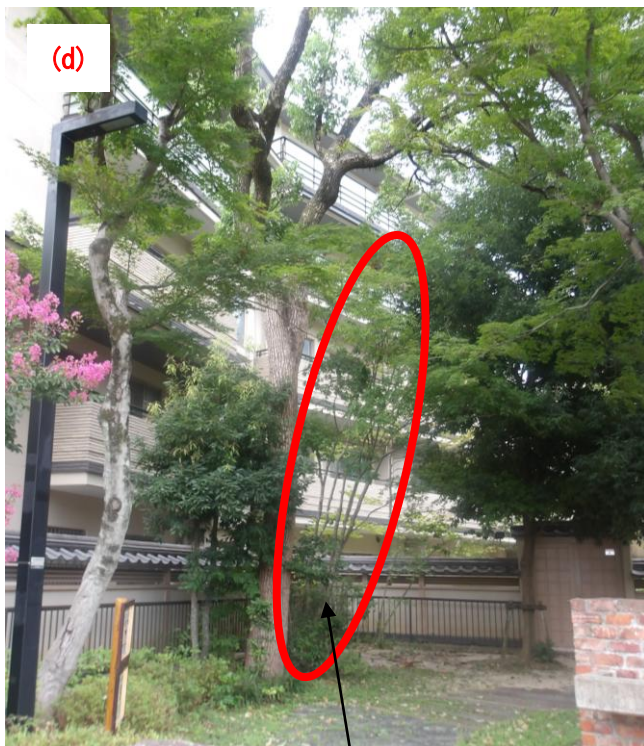
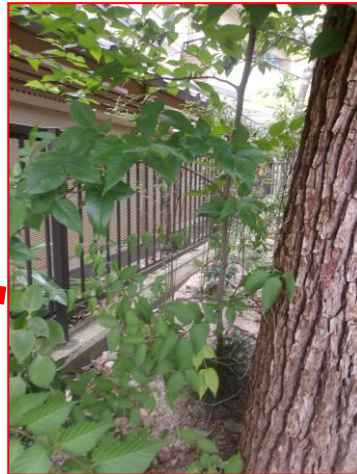


② 南禅寺草川公園





アラカシに近接して生える
実生のムクノキも地際で
除去してください



株立ちのうち3本程度



雑木2本